

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ



平成20年度の保険料が決定しました。
前年(平成19年)の所得から保険料を算定しています。

**まもなく「保険料額決定通知書」が届きますので
ご確認ください。**

※通知の内容は、右記の**見直し前**のものとなっています。今回の見直しによつて保険料額に**変更のある方**には、**8月以降に「保険料額変更決定通知書」が届きます**のでご確認ください。

すでに年金から差し引かれている方

引き続き、年金から差し引かれます。引かれる金額については「保険料額決定通知書」をご確認ください。

※一部、納付書で納めていただくようになります。

まだ年金から差し引かれていない方

納付書により金融機関などで納めていただきます。(口座振替が便利です)

※一部、10月の年金から差し引かれるようになります。

長寿医療制度が見直されました

(平成20年6月12日 政府決定)

これまでの軽減措置に加え、低所得者に対する軽減措置が拡大されます。

平成20年度の見直し内容

- ① **13,110円**(均等割額の7割軽減)が**6,300円**(均等割額の**8.5割軽減**)となります。
- ② 賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方(年金収入のみの場合は、年金収入額が211万円以下の方)は、**所得割額が5割軽減**されます。

また、これまで保険料を年金から差し引かれていた方で、以下のいずれかの要件を満たす方は、**口座振替による納付に変更**することができます。(市町の担当窓口へ届け出てください)

◎これまで国民健康保険税を確実に納めていた方が、本人の口座振替により納付する場合

◎年金収入が180万円未満の方で、世帯主または配偶者の口座振替により納付する場合

お問合せ先：福井県後期高齢者医療広域連合 TEL：0776-54-6330 FAX：0776-52-5720